

「検討の論点」に沿った議論の整理

本研究会のミッション

- ・ 行政機関等が保有する個人情報の特質をどのように認識・理解するかが、この研究会の大きな課題ではないか。
- ・ この研究会の検討では、行政機関等が保有するパーソナルデータの扱いについて、個人情報保護法の改正との整合的な方向を考えるのか、または、別の取扱いをするとの方向で考えるのか、仮に別の取扱いをするのであれば、行政分野における個人情報の特質を具体的に明示して、なぜそうなるのかを整理する必要があるのではないか。
- ・ 制度改正大綱では、個人特定性低減データは同意なしに第三者提供できることになっているが、行政機関が保有する個人情報についてもここまで決めてしまってもよいのだろうか。
- ・ 医療・介護・福祉等の分野については、民間部門以上に公的部門の方がデータを持っているため、そこに議論の力点を置くべきではないか。
- ・ 統計法の改正により、匿名データを利活用する仕組みが始まっており、これを吟味して議論すべきではないか。
- ・ データの利活用と言っても、どういうものについてどうやるかという話になるのではないか。行政機関等個人情報保護法が規制法であるという性質は変わらないのではないか。
- ・ 個人情報を規律するのは保護法なのであって、行政機関等がパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的にはなく、そういう状況で利活用を推進するという政策的部分まで方向性を示すのは難しいのではないか。
- ・ 基本法改正に向けた検討状況について、内閣官房と事務局間で情報共有しながら進める必要があるのではないか。

＜パーソナルデータの利活用＞

（制度改正大綱）

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

行政機関・独立行政法人等が保有するデータの利活用へのニーズ

- ・ （質問に対し）固定資産課税台帳や住民票情報などでは、個人識別性を無くしたり低減したデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利用価

値は高いのではないか。

- ・ 行政機関等の保有するパーソナルデータに対する経済団体の利活用のニーズは、具体的になっていないのではないかと（今後利活用のニーズが出てきたときのために枠組みを整えることが必要と理解できるのではないかと）。
- ・ 行政機関等によるパーソナルデータの保護が「民間の創意工夫を阻害しないように」との主張があるが、そもそも現時点では具体的な利活用の方策が見当たらない印象を受けるかどうか。

・ 固定資産課税台帳と住民票情報以外、現時点で具体的なニーズは提示されなかった。

行政機関等が保有するデータの類型化・カテゴライズの必要性

- ・ 行政機関等が保有する情報と民間が保有する情報について、本質的に変わりが無いもの、異なるもの、中間的なものなどにカテゴライズした議論が可能であれば、そうすべきではないか。
- ・ 今後の民間による利活用の推進のためには、利用可能なパーソナルデータに関するデータカタログの整備が必要ではないか。
- ・ 行政機関等の保有するデータには様々なものがあり、一律の同じ方法での利活用は困難であって、オープンデータによるものから、機微性が高く許可や届出制によるものまで様々な方法が考えられるのではないかと。
- ・ データの利活用可能性の議論においては、現状でも手に入るデータ、手に入りにくいデータ、制度を変更して手に入るようにしたいデータを分けて考える必要があるのではないかと。

行政機関・独立行政法人等が保有するデータの提供の在り方

- ・ （質問に対し）利活用のための情報の提供のあり方は、内容により、確認できればよいものもあれば、契約や認定を受けた企業など特定の者にだけ提供するものなど、機微度に応じて方策を考えていくことも考えられるのではないかと。
- ・ 地理データや位置データについては基本法があり、ガイドラインに基づき提供されている情報もあるので、そういったものの精査も必要ではないかと。

制度設計の基本的視点

- ・ パーソナルデータの利活用に関する制度設計は、民間の創意工夫を阻害しないよう柔軟なものにすべきではないかと。

・ 具体的な阻害要因についての指摘はされなかった。

基本法との整合性

- ・ この研究会の検討では、個人情報保護法の改正と整合的な結論を示すのか、または行政分野における個人情報の特質を具体的に明示して別の取扱いをするとの結論を示すのか、検討を進める必要があるのではないかと。【再掲】

- ・基本法の目的・理念において、「プライバシーの保護」を立てるとすれば、行政機関等法もそれにそろえることを考えるべきであるが、「利活用の促進」を立てる場合は、必ずしもそういうことにはならないのではないか。
- ・定義の問題については、細かく言えば、背景となる欧米の考え方も違い、いろいろな考え方はあるが定性的に書けるのではないか。
- ・保護法は基本的に規制法であって、行政機関等法での利活用は例外的なのではないか。

行政機関等が保有するパーソナルデータの特殊性

- ・行政機関等が保有する個人情報の特質をどのように認識・理解するかが、この研究会の大きな課題ではないか。【再掲】
- ・個人情報を規律するのは保護法なのであって、行政機関等がパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的にはなく、そういう状況で利活用を推進するという政策的部分まで提言をするのは難しいのではないか。【再掲】
- ・行政機関は、権力の行使に伴い説明責任を負うという観点から、情報公開や、表現の自由とのバランスでの規律といったものが存在する点で民間事業者の場合とは異なり、そうした点がこれまでのコントロールで十分かといった点も、行政機関の保有するデータの取扱いの特質として議論すべきではないか。
- ・行政機関等の保有する情報であっても、取得に任意性のない情報や機微情報等を除けば、民間の保有する情報と本質的には同じと考えられるのではないか。
- ・利活用における柔軟性も重要だが、プライバシーの保護とのバランスも考えると、制度全体として、社会全体の福祉の増進につながるというような公益性の要素が必要ではないか。

独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い・情報の特性

- ・行政機関等が保有する個人情報について、商業的目的で加工・提供する一般的な動機・合理性はないとの記載があるが、独法等が保有している情報には、必ずしもそうでないものもあるのではないか。
- ・独法のように自己収入を上げなければならない法人をどのような考え方で整理するのかについては議論が必要ではないか。
- ・記載の一般的な動機・合理性はないとの立場は、現行法の立場を示しているとも理解でき、行政機関にパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブがあるのかどうかについては時代とともに変遷するところ、まさにこの研究会で議論することなのではないか。

行政機関等が民間等から受領したパーソナルデータの取扱い

- ・これまでは行政機関が保有するデータは行政機関が集めたデータという立場であったが、今後は民間情報を行政機関が利用するケースも想定した議論が必要では

ないか。

国際的整合性

- ・我が国の個人情報保護法制が前提としている OECD プライバシーガイドラインの改正や、EU データ保護規則の提案、またドイツ等の諸国の例を参考にしてはどうか。
- ・国際的整合性も 1 つの論点だが、最終的には我が国として機能するような制度にする必要があるのではないか。
- ・（質問に対し）国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、経済団体は、必ずしも EU 基準に合わせるよう主張するものではないし、充分性条件について意見の一致をみているわけでもない。
- ・諸外国の取組との比較の際は、実際に公的部門により行われているサービスと、公的部門が関わっていないサービスとを分けて考えた方がよいのではないか。例えば、我が国では信用情報機関である C I C（割賦販売法・貸金業法指定信用情報機関）は公的部門でないし、また、反社会勢力への該当に関する情報は、警察の情報を利用するかどうかによって異なるということになるのではないか。

自治体等のルールへの波及への考慮

- ・行政機関等法についての議論が地方自治体の情報の取り扱いにも波及していくことを意識した議論が必要ではないか。
- ・オープンデータの文脈では、先端的な自治体が国に先行して創意工夫をしている。また、日々の生活にまつわるパーソナルデータは自治体にたくさんある。ここでの議論は自治体が参照すると思われるので、自治体への波及も意識して進めていく必要があるのではないか。
- ・行政機関、独法等についての法的整理と、条例制定権を根拠にした自治体の整理は違うが、自治体の選択で望ましいモデルが波及していくことは望ましいことではないか。
- ・自治体そのものは別としても、財政難の第三セクターなどでは、データを売る必要があるケースも出ているのではないか。
- ・地方自治体にどのように情報提供していくか、今後自治体と国のルールをどう考えていくかといった幅広い事項とした方がよいのではないか。

利活用可能となり得るデータの範囲（個人識別性をなくすと利用価値が失われるようなデータの取扱い等）

- ・地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないか。
- ・（質問に対し）経済的利用に当たり、データの地域割りを考えた場合、メッシュが細かいほど利用価値は上がるが個人識別性も高まるので、考慮が必要ではないか。
- ・（質問に対し）固定資産課税台帳や住民票情報などであっても、個人識別性を無く

したり低減したデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利活用の価値は高いのではないか。【再掲】

データの加工・提供の方法・手続

- ・行政データの提供という観点では、統計法の改正による匿名データ提供という例があり、これを吟味することは検討の大きな材料になるのではないか。
- ・統計法による匿名データの作成方法については、各府省等において外部有識者を交えた研究会等により検討を行い、さらに基幹統計調査に係る匿名データの作成方法については統計委員会に諮っている。提供可能となった匿名データについては、申請人による各府省への申請から1～2ヶ月程度で提供している。
- ・統計法のオーダーメイド集計は、申請者へ提供するものの、利用条件として、提供した行政機関による利用が妨げられないこととしていることは、特定性低減データの検討の参考になるのではないか。

データの加工方法（加工主体、低減の程度、安全確保措置等）

- ・統計法による匿名データの提供は、行政機関の長が独立行政法人統計センターに事務の全部を委託して行うことができ、ほとんどは統計センターが行っているが、一部には各行政機関の長が自ら行っているものもある。

公益目的でのデータ提供

- ・特に医療・介護・福祉の分野で、情報を保有する主体が異なることによって、パーソナルデータを共通して取り扱うことが難しいという課題があるのではないか。国、自治体、民間事業者の安全で適切なプラットフォームがあれば、情報の利活用の進む場面があるのではないか。
- ・行政機関の保有する個人情報、公益的な理由による目的外利用が民間の場合より広く認められているが、行政機関の保有する個人情報の取扱いの特質などの観点から、今までのコントロールで十分なのか議論すべき点があるのではないか。
- ・行政機関等がデータを加工・提供する動機・合理性について、医療・介護・福祉といった分野については、社会保障費の最適化・効率化という議論にもつながるし、あるいは、ゲノムのコホートまで考えれば、もっと壮大な議論にもなるが、これらの分野では公的部門が多くのデータを持っており、公益に資するという議論があるのではないか。

低減データの提供先が遵守すべき規律内容（再特定禁止義務等）

- ・統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まることから考えれば、行政機関等に特定性低減データを導入するとしても（提供先の）利用にかなりの制限をかける必要があり、さらには特定性低減データは提供すべきでないとの考えもあり得るのではないか。

行政機関等が民間等から低減データを受領する場合の規律内容

規定方法（ネガティブリスト方式、ポジティブリスト方式）

医療情報の取扱い

- ・医療情報等の扱いについて、パーソナルデータ検討会では議論が深まらなかったが、この研究会で課題を掘り下げるか、あるいはどこでどのような検討が必要か明らかにするか、そうでなければ今後第三者機関において一元的に検討せざるを得ないのではないか。

<パーソナルデータの保護対象>

（制度改正大綱）

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

基本法との関係の整理

- ・制度改正大綱では、基本理念としてプライバシー保護を明確にする旨の記載があったが、基本法の目的・理念が明確になったら、基本法の下にある行政機関等法も整合的な改正を検討することになるのではないか。
- ・目的・理念として、プライバシー保護については行政機関法、独法等法で平仄をそろえるという議論はあるかもしれないが、利活用については必ずしもそうではないのではないか。

定義について

- ・クッキーやメールアドレスが個人情報に含まれるのかどうかについては、この研究会の検討範囲なのか。
- ・道路交通情報などへの利活用を念頭において、GPSデータの検討はされているのではないか。
- ・個人の身体的特性に関する情報等（指紋認識データ、顔認識データ等）の情報は、基本法では保護の対象となっているが、行政機関等の保有するものも保護の対象となるのか。また、「等」に含まれる番号、アドレス、IDなどの情報についても、今後の民間データに関する検討状況も踏まえながら検討する必要があるのではないか。

- ・制度改正大綱の中では、機微情報データについては、制度改正大綱では原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いについて検討することになっているが、行政機関ではどのように扱うのか。
- ・定義の問題については、各々の立場で各々の主張があり、アメリカとヨーロッパでも異なるし、EU 規則ではなく EU 指令の枠内では、ヨーロッパの中でも国によって異なるところ、法制を全体で見て体系的に考える方法もあれば、公的部門と民間部門をそれぞれの特性に応じて考える方法もあるのではないか。
- ・現行法でも、基本法と行政機関等法の定義は若干違っており、各法律の目的の範囲でどこに重点を置くかにより定まることであるため、必ずしも全てが一致しなければならないわけではないのではないか。
- ・個人の身体的特性に関する情報（指紋認識データ、顔認識データ等）やそれ以外の情報（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱いについては、行政機関等の場合に対象とすべきか否かを改めて検討するのではなく、行政機関等が保有するデータの特性を踏まえて扱い方に特別の規律が必要な場合があり得るという手法の問題と考えればよいのではないか。
- ・個人の身体的特性に関する情報等の「等」に該当する内容について、制度改正大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。
- ・民間保有の個人情報については、「準個人情報」という類型を設けるのか、あるいは容易照合性の部分で行政機関等法と同じ立場を取り、残りの部分については具体的には政令で定めることとして、例えばクッキーが該当するかどうかを第三者機関に委ねることとするのか、いずれかではないか。
- ・定義を事項的に書かなくても、定性的に書くこともできるのではないか。
- ・（質問に対し）官民で「個人情報」の定義が異なっており、どこまでがパーソナルデータか判別とせず、取扱いが異なると、データの流通に支障が生じる懸念があるのではないか。官民で「個人情報」の定義を統一するか、そうでなくても取扱い上問題が発生しないようにすべきではないか。

行政機関等における特定性低減データの考え方（「容易照合性」との関係）

- ・個人特定性低減データを行政機関に導入すべきかどうか非常に重要な問題になるのではないか。
- ・（質問に対し）低減データの利活用について、定義に「容易照合性」がない行政機関等の場合は、全て突合可能となって、民間と同様に取り扱えないのではないか。
- ・今日のネットワーク社会、データベース社会の中では、データの定義に「容易照合性」があるか否かによる違いは、ほとんど無いのではないか。
- ・定義に「容易照合性」があるか否かによる差はそれほどなく、個人情報に該当するか否かは、法律上は明確なのではないか。

- ・行政機関等が保有するパーソナルデータについて、民間と異なり「容易照合性」がなくても「低減データ」を観念できるのか、整理が必要ではないか。
- ・統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まることから考えれば、行政機関等に特定性低減データを導入するとしても利用にかなりの制限をかける必要があり、さらには特定性低減データは提供すべきでないとの考えもあり得るのではないか。【再掲】
- ・（質問に対し）統計データは、秘密が保持されることと、みだりに個人の情報が使われていないことから国民の信頼を得ているのであって、個人識別できないデータでもみだりに使ってよいことにはならないことから考えれば、特定性低減データも同様なのではないか。
- ・地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないか。【再掲】
- ・（質問に対し）経済的利用に当たり、データの地域割りを考えた場合、メッシュが細かいほど利用価値は上がるが個人識別性も高まるので、考慮が必要ではないか。【再掲】

個人の身体的特性に関するもの（指紋認識データ、顔認識データ等）の取扱い

- ・個人の身体的特性に関する情報等の「等」に該当する内容について、制度改正大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。【再掲】
- ・「身体的特性に関するもの等」という場合の「等」の部分は基本法の整理と合わせるべきではないか。

上記以外（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱い

- ・個人の身体的特性に関する情報（指紋認識データ、顔認識データ等）やそれ以外の情報（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱いについては、行政機関等の場合に対象とすべきか否かを改めて検討するのではなく、行政機関等が保有するデータの特性を踏まえて扱い方に特別の規律が必要な場合があり得るという手法の問題と考えればよいのではないか。【再掲】
- ・パスポート番号、免許証番号、保険証番号など行政機関が主体として使う識別子の取扱いは、行政機関としての考え方を整理した方がよいのではないか。

上記データに係る規律内容

※ 民間保有データについては、制度改正大綱で「保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする」とされている

機微情報（個人の資産状況、犯歴など特に機微性が高いデータ）の取扱い

民間委託先等における行政機関のデータの課題点

- ・ PFI や PPP の枠組みの中で、民間事業者が機微の高い情報に接する可能性があるという課題もあるのではないか。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の千人以上要件

- ・ 基本法が、取り扱う個人情報の数が 5000 人以下の事業者の適用除外を廃止することに合わせて、行政機関等法についても 1000 人以下という適用除外規定を廃止することを検討すべきではないか。
- ・ EU が 5000 人にしたことと鑑みれば、国際的調和という観点からは必然的ではないのではないか。

<第三者機関の権限・機能等>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

第三者機関の体制・機能

- ・ 「制度の国際的な調和」として、我が国の個人情報保護法制が前提としている OECD プライバシーガイドラインの改正や EU データ保護規則の提案を参考にしてはどうか。【再掲】
- ・ 行政機関によるプライバシー影響評価（PIA）については、番号法における特定個人情報保護評価の手法を活用するとともに、権利、利益の侵害に関わるリスク評価のあり方も含めて、実効あるプライバシー影響評価の実施方法について評価・検証する必要があるのではないか。

総務大臣・各主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理

- ・ 第三者機関が EU データ保護指令における十分性認定を受けられるように、総務大臣の権限を移管し、強い権限を与えるべく検討を行うべきではないか。
- ・ (質問に対し) 国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、経済団体は、必ずしも EU 基準に合わせるよう主張するものではないし、十分性条件について意見の一致をみているわけでもない。ただし、国内体制については、統一的なデータの取扱いができるよう、第三者機関かそれに準じた形が望ましいのではないか。
- ・ 第三者機関の権限について慎重な立場であり、保護色が強くなり過ぎると経済に悪影響を及ぼしかねないので、慎重に議論すべき。加えて、設置そのものについても慎重な考え方を持っているが、第三者機関を作るとするならば、個人情報を

保護するための仕組みとしては、官民で同じであるべきではないか。

- ・ 低減の程度や機微情報の選択について、制度改正大綱ではケースバイケースということになっており、第三者機関が認定等を行うとしても、少なくとも各省の大臣がある程度関与する仕組みを作る必要があるのではないか。
- ・ すべて第三者委員会に引き寄せるという立場から、全く逆の立場、そして個別法を通じて重なりがあるとする中間的な立場など、いろいろな選択肢があるのではないか。

（注）明朝体で記載したものは、ヒアリング対象者など構成員以外の者の意見である。